

令和3年4月

「河川等の利用届」について

河川法第23条、第24条の占用許可に該当しないイベント等を河川（石神井川・白子川）で行う場合、**河川等の利用届**を提出してください。なお、河川等の利用についてご不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

河川等の利用届の提出が必要な場合

- 河川区域内において撮影をしたい場合
- 河川において水質調査等を行う場合 など

※一般の利用にご迷惑となる恐れのある行為については、ご遠慮ください。

提出書類（1部）

- (1) 河川等の利用届
届出者欄に、住所、氏名（社名・代表者名）を記入してください。
担当者欄には、現場責任者の氏名と連絡先を記入してください。
押印は不要です。
- (2) 現地案内図
- (3) イベントの実施内容が分かる企画書等

提出先

土木部 管理課 管理調整係（本庁舎 14 階 1 番窓口）
メール、ファックスによる提出も可能です。

【担当】土木部 管理課 管理調整係（本庁舎 14 階 1 番窓口）

電話番号：03-5984-1305（直通）

ファックス：03-5984-1224

メールアドレス：DOBOKUKANR103@city.nerima.tokyo.jp